

富士山エコレンジャー連絡会設置規程

富士山エコレンジャー連絡会
平成 18 年 7 月 25 日制定

(目的)

第 1 条 富士山エコレンジャー（以下「エコレンジャー」という。）の資質向上と円滑な活動の推進を図るため、富士山エコレンジャー連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連絡会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) エコレンジャー事業（エコレンジャー講習会等）の企画、実施及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他エコレンジャー事業の実施に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 連絡会は、エコレンジャー及び連絡会が認めた者で構成する。

(役員)

第 4 条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 エコレンジャーが 2 名以上所属する団体から各 1 名

(役員の仕事)

第 5 条 会長は、連絡会を代表する。

- 2 副会長は、会を総括し、会の実務を執り行うとともに、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、会務を執行する。

(役員を選出)

第 6 条 会長は、富士山の自然保護活動に対する見識を有し、かつエコレンジャー活動及びエコレンジャー事業を統括・指導できる有識者又は連絡会構成員の中から、連絡会幹事の合議により選出する。

- 2 副会長は、幹事会において幹事の互選により選出する。
- 3 幹事は、エコレンジャーとして 1 年以上の活動経験を有する者の中から、幹事会の推薦、又は各団体所属のエコレンジャーの互選により選出する。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(機関)

第 8 条 連絡会には、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(3) 正副会長会

(総会)

第9条 総会は、毎年6月頃及び役員が必要と認めた場合に、第3条の構成員の出席により開催し、幹事会決定事項の周知・確認を行う。

(幹事会)

第10条 幹事会は、正副会長会が必要と認めた場合に、役員出席により開催し、連絡会唯一の決定機関として、次の事項の審議・承認を行う。

- (1) 規約の改廃に関する事。
- (2) 役員選出に関する事。
- (3) 事業計画並びに実施報告に関する事。
- (4) エコレンジャーの登録等に関する事。
- (5) その他、連絡会、エコレンジャーの活動に関する事。

2 幹事会は会長が招集し、会長又は副会長が議長を務める。

3 幹事会の議決は、事務局を除く出席者の過半数で決する。

可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長又は副会長が必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができる。

(正副会長会)

第11条 正副会長会は、幹事会に提案する事項の審議・検討を行うとともに、幹事会から一任を受けた事項の審議・決定を行う。

(登録解除)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、連絡会はエコレンジャーの登録を解除する。

- (1) 本人が死亡した場合。
- (2) 本人から登録解除の申し出があった場合。
- (3) 第12条の「資格要件」を満たさなくなった場合。
- (4) 登録期間が満了し、かつ更新されなかった場合。
- (5) 当年度(4月1日～3月31日)の活動実績及び報告がなく、今後も活動が見込めないと連絡会が判断した場合。
- (6) エコレンジャーとしての資質や活動内容等に問題があり、登録にふさわしくないと連絡会が判断した場合。

(事務局)

第13条 連絡会に、会の事務処理を執り行うための事務局を置き、エコレンジャー並びに外部関係団体との窓口を担う。

2 事務局は、当分の間静岡県くらし・環境部環境局自然保護課が務める。

(その他)

第14条 この規程に定めなき事項については、正副会長会にて審議し、幹事会に諮る。

附 則

平成 18 年 7 月 25 日施行

平成 22 年 6 月 3 日改定

平成 23 年 7 月 2 日改定

平成 24 年 6 月 2 日改定